八の一から一九一八の五まで、三一七九の一、三一七九の二、三一八〇の一、三一八〇の二、三一八一の一から三一八一の三まで、三一八二、三一八三、三一八四の一、三一八四の二、三一八五の一、三一八五の二、字タカノス一九〇五（次の図に示す部分に限る。）、一九〇一の一から一九〇一の四まで、一九〇一の六、一九〇一の七、一九〇六の一、一九〇六の三、一九〇六の四、三一五二、三一五三、三一五七、字トイノクチ三一四〇、三一四一の一から三一四一の三まで、三一四一の五、三一四一の六、三一四二、三一四三、字ナベラ谷一九三一の一から一九三一の四まで、一九三一の六、一九三一の七、三二〇〇から三二〇三まで、字ハリメギオコ一九八一の一、一九八一の三、一九八一の四、一九八二の二から一九八二の六まで、字マキノ谷一九一六の一、一九一七の一から一九一七の五まで、三一七七、三一七八、字マツ畝一九八〇の一から一九八〇の三まで、一九八〇の五、一九八〇の七、一九八〇の一〇、三二二七、字モエモンガマ三二三〇の一から三二三〇の八まで、字ワカガヘナ一九〇〇の一、一九〇〇の二、一九〇〇の九、一九〇〇の一八、三一五一、字ワンドヲ一八五六の一、一八五六の二、三〇九一、三〇九二、三〇九五、三〇九六、三〇九八、三〇九九、三一〇一、三一〇二、三一〇四、字ヲヽスミ一九八三の一、一九八三の四、一九八三の五、一九八四の二から一九八四の五まで、一九八五の一、一九八五の五、三三三一の一、三三三一の二、三三三二の一から三三三二の四まで、字御用谷三一九二の一から三一九二の四まで、字御蔵ヶ谷一九二三の一、一九二三の二、三一九八、字三本松一九七四の一、一九七四の二、三三二三の一から三三二三の三まで、字子ヂレキ一九三四の一、一九三四の二、三三〇四の一から三三〇四の三まで、三三〇五、三三〇六、三三〇七の一から三三〇七の三まで、字十郎一九〇七の一、一九〇七の二、一九〇八、三一五九、字上ハ岸三二一五から三二一七まで、字水ハ女一八九六の一、一八九六の二、一八九六の五、一八九六の六、一八九六の九、一八九六の一〇、一八九八の二、一八九九の一、一八九九の三から一八九九の八まで、字赤ツエ三一六九の一から三一六九の四まで、三一七〇、三一七一、三一七二の一から三一七二の三まで、三一七三、三一七四の一、三一七四の二、三一七五の一から三一七五の三まで、字中ノ谷一九一九の一から一九一九の五まで、一九二一の一、一九二一の二、一九二二の一から一九二二の三まで、三一八七、三一八八の一から三一八八の三まで、字二本国三〇六四の一から三〇六四の三まで、三〇六五の一、三〇六五の二、三〇六六の一、三〇六六の二、三〇六七の一から三〇六七の三まで、三〇六八、三〇六九、三〇七四、三〇七五、三〇七六の一、三〇七六の二、三〇七七の一、三〇七七の二、三〇七八、三〇七九の一、三〇七九の二、三〇八〇、字入道一八九四の一、一八九四の三から一八九四の六まで、一八九四の八から一八九四の一〇まで、三一五〇、字墓ヶ谷一九〇九の一、一九一五の一、一九一五の二、三一七六の一、三一七六の二、字六ツデ三一六〇の一から三一六〇の三まで、三一六一から三一六三まで、三一六五の一、三一六七の一から三一六七の四まで、三一六八の一から三一六八の三まで

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県庁及び佐川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千百二十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和七年七月十四日　農林水産大臣　小泉進次郎

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

高知県高岡郡佐川町峯字アラ井バ二四四九から二四五五まで、二四五七の一から二四五七の三まで、字キレタヲ一七七九の一、一七七九の二、一七八〇の一から一七八〇の五まで、二四〇六の一、二四〇六の二、二四〇七の一から二四〇七の四まで、二四〇八の一から二四〇八の三まで、二四一〇の一、二四一〇の二、二四一二、二四一三、二四一五、二四一六、二四一八、二四二二、二四二四、二四二五、字クロヲ二四八三、二四八四、二四八五の一から二四八五の三まで、二四八六の一から二四八六の三まで、字コヌタ一七九〇の一から一七九〇の六まで、一七九一の一、一七九一の三、一七九一の四、一七九二の一、一七九二の三、一七九三の一から一七九三の三まで、一七九四の一から一七九四の四まで、字シユルソヲ二三九五、二三九七、二三九八、字スミサレ一八六八の一、一八六八の三、一八六八の四、一八六九、字トヲノ西一七六八の一から一七六八の五まで、一七六九の一、一七六九の二、一七七〇から一七七二まで、一七七三の一、一七七三の三から一七七三の九まで、一七七六の一、一七七六の二、一七七六の四、一七七六の五、一七七七の二、一七七七の三、字奥畑一八六六の一から一八六六の六まで、一八六六の八から一八六六の一五まで、一八六七の一から一八六七の三まで、一八六七の五、一八六七の七から一八六七の一一まで、一八六七の一四から一八六七の一九まで、字横畑二四七四の一、二四七四の二、二四七五の一、二四七五の二、二四七七の一、二四七七の二、二四七八の一、二四七八の二、二四七九の一、二四七九の二、二四八〇の一、二四八〇の二、二四八二の一、二四八二の二、字横野一七四三、一七四七、一七四八、一七五〇、一七五二、二三九九、二四〇〇、二四〇二の一から二四〇二の九まで、字西峯一七一一の一から一七一一の三まで、一七三六の一、一七三六の四、二三六八、二三六九、二三七三、二三七四の一から二三七四の三まで、二三七五、二三七六、二三七八、二三七九、二三八一、二三八四から二三八七まで、二三九〇、二三九二、二三九三の一、二三九三の二、二三九四、字大ヌタ一八六一の一から一八六一の三まで、一八六三の一、一八六三の二、一八六四の一、一八六四の二、一八六四の四、一八六四の五、一八六五の一、一八六五の二、二四七二の一から二四七二の三まで、二四七三の一、二四七三の二、字大谷二四八八、二四八九の一、二四八九の二、二四九〇の一、二四九〇の二

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県庁及び佐川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○特許庁告示第四号

工業所有権に関する手続等の特例に関する法律（平成二年法律第三十号）第三十七条の規定に基づき登録調査機関として登録した一般財団法人工業所有権協力センターから、登録調査機関の調査業務を行う事務所の所在地を変更する届出があったため、同法第三十九条において準用する同法第三十四条第二号の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和七年七月十四日　特許庁長官　河西　康之

登録番号	登録調査機関の名称	変更後の調査業務を行う事務所の所在地
第1号（6）	一般財団法人 工業所有権協力センター	本部 東京都江東区木場一丁目2番15号 深川ギャザリア　ウエスト3棟 大阪分室 大阪府大阪市北区堂島浜一丁目2番1号 新ダイビル24階